

七戸町談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1 情報の確認

各課の長は、入札に付そうとする建設工事等について、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合は、次により取り扱うこと。

- (1) 当該情報提供者の氏名、身元、連絡先等を確認の上、直ちに第4の公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）へ通報すること。
- (2) 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。
- (3) 新聞等の報道により談合情報を入手した場合も同様に扱うこと。

2 委員会への報告

事務局は、1により談合情報に係る通報を受けた場合は、談合情報の内容及び対応方針について談合情報報告書（第1号様式）により取りまとめ、速やかに委員会に報告すること。

3 調査を行う談合情報

(1) 談合情報の内容が、対象工事を特定し、次のいずれかに該当する場合は、原則として事情聴取その他必要な調査を行うこと。

- ① 情報提供者の指名・連絡先が明らかな情報（情報提供者が報道機関の場合は、情報源が匿名の者による情報提供であるときを除く。）
- ② 談合が行われた日時、場所及びその具体的な方法が明らかな情報
- ③ 談合に関与した建設業者（団体）名又は人物名が特定されている情報
- ④ 談合に参加した当事者以外は知り得ないと認められる情報又は具体的物証（詳細なメモ、テープ、写真等）がある情報

(2) 談合情報の内容が、対象工事を特定し、次のいずれかに該当し、入札結果がその内容と合致する場合は、原則として事情聴取その他必要な調査を行うこと。

- ① 落札予定業者名を指摘している情報
- ② 落札予定金額を指摘している情報

(3) その他の談合情報は、委員会で事情聴取その他必要な調査の可否を審議すること。

4 委員会の審議

委員会は、2の報告を受けた場合は、当該談合情報の信憑性、第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議すること。

5 公正取引委員会への通報

事務局は、対象工事が特定できる談合情報は、すべて第2号様式により公正取引委員会へ通報すること。

6 談合情報に係る対応

談合情報に関し、報道機関等から発注者としての対応を求められた場合には、入札事務担当課長が対応すること。

第2 具体的手続

調査を行う場合は、原則として次に従い対応すること。

1 入札執行前に談合情報を得た場合の手順

(1) 談合情報が第1. 2. (1)に該当する場合の調査手段

① 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。

なお、事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前日において行うか、又は七戸町財務規則第142条の規定により、入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。

② 聴取結果については、事情聴取書（第3号様式）を作成し、事務局へ提出すること。

③ 委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められる場合は、七戸町財務規則第142条の規定により、入札を中止すること。

④ 委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、入札参加者全員から誓約書（第4号様式）を提出させるとともに、「入札執行に係る注意事項」（別紙1）を読み上げた上、入札を執行すること。

この場合、入札参加者全員に対し、第1回目の入札に際して、当該建設工事の積算内容を把握している職員（以下「積算担当者等」という。）の立ち会いのもと、開札の前に、工事費内訳書（第5号様式）を入念にチェックし、積算担当者等が談合の疑いがあると判断したときは、直ちにその旨を事務局に報告し、委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合、入札参加者全員に対して事情聴取を行い、事情聴取書を事務局に提出すること。委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められる場合は、③により対応すること。

入札執行後、誓約書及び入札書の写しを事務局に提出すること。

(2) 談合情報が第1. 2. (2)に該当する場合の調査手段

① 談合情報のあった入札の執行に先立ち入札参加者全員から誓約書を提出させるとともに、「入札執行に係る注意事項」を読み上げた上、入札を執行すること。

この場合、入札参加者全員に対し、第1回目の入札に際して、積算担当者等の立ち会いのもと、開札の前に、工事費内訳書を入念にチェックし、積算担当者等が談合の疑いがあると判断したときは、直ちにその旨を事務局に報告し、委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合、入札参加者全員に対して事情聴取を行い、事情聴取書を事務局に提出すること。委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められる場合は、(1)③により対応すること。

入札執行後、誓約書及び入札書の写しを事務局に提出すること。

② 入札結果が談合情報の内容と合致した場合は、①において事情聴取を行っている場合を除き、当該対象工事の入札参加者全員に対して、事情聴取を行い、事情聴取書を事務局に提出すること。

③ 委員会の審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られた場合は、七戸町財務規則第141条の規定により、入札を無効とすること。

(3) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、入札参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、入札参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として、(1)及び(2)に従い対応するものとする。

2 入札執行後に談合情報を得た場合の手順

(1) 契約締結以前の場合

① 入札参加者全員に対して事情聴取を行い、誓約書を提出させること。

事情聴取後、事情聴取書、誓約書及び入札書の写しを事務局に提出すること。

- ② 委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められる証拠が得られた場合は、七戸町財務規則第 141 条の規定により、入札を無効とすること。

(2) 契約締結後の場合

- ① 入札参加者全員に対して事情聴取を行い、誓約書を提出させること。

事情聴取後、事情聴取書、誓約書及び入札書の写しを事務局に提出すること。

- ② 委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められる証拠が得られた場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。また、契約を解除しようとする場合は、その旨を事前に事務局に報告するものとする。

第 3 個別手続の手順等

第 1 に定める公正取引委員会への通報及び第 2 に定める手続においては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

1 公正取引委員会への通報

- (1) 公正取引委員会への通報は、事務局において行うこと。
- (2) 公正取引委員会へ通報の窓口は、公正取引委員会事務総局東北事務所（仙台市青葉区本町 3-2-23 第 2 合同庁舎 TEL 022-225-7095）である。
- (3) 通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、事務局は、同委員会に提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう、その内容に談合情報等対応記録簿（第 6 号様式）により整理しておくこと。

2 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、委員長及び委員等により行うこと。なお、事情聴取を行う職員の増員等が必要な場合は、委員長は必要な職員を派遣することができる。
- (2) 事情聴取の項目は、事情聴取の質問事項を参考に適宜決定すること。
- (3) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、事情聴取を行う旨を通知した上、1 社ずつ会議室等に呼び出し、聞き取りの方法により行うこと。

3 誓約書の提出

誓約書は、公正取引委員会へ送付することがある旨を入札参加者全員に通知した上、自主的に提出させるものとする。

4 工事費内訳書のチェック

入札の際の工事費内訳書の提示に当たっては、積算担当者が立ち会い、第 1 回目の入札において、全入札者が入札箱に投入した後に積算担当者等が工事費内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックし、入札書は工事費内訳書をチェックした後に開札すること。

なお、事情聴取、工事費内訳書のチェックを迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができる。

第4 公正入札調査委員会

1 趣旨

建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、談合情報に対する的確な対応を行うため、公正入札調査委員会を設置するものとする。

2 調査審議事項

委員会においては、建設工事等について談合情報があった場合は、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- (1) 談合情報の信憑性に関すること。
- (2) 事情聴取その他必要な調査の実施に関すること。
- (3) その他談合情報の処理に関すること。

3 委員会の構成及び運営

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、必要に応じて委員長代理を置くことができる。

委員長 副町長

委員 総務課長、**財政課長**、建設課長、設計担当課長

- (2) 委員が不在の場合は、代理の出席を認めることができるものとする。
- (3) 委員長は、談合情報があった場合に、必要に応じて会議を開くものとする。ただし、やむを得ない事情により会議を開催することができない場合は、委員長は、書類の持ち回りにより審議をすることができる。

4 事務局

委員会の事務局は、**財政課**に置くものとする。

附 則

このマニュアルは、平成18年12月20日から実施する。

附 則

このマニュアルは、平成24年2月1日から実施する。

附 則

このマニュアルは、平成25年4月1日から実施する。

談 合 情 報 報 告 書

情報受信者		課名・職・氏名			
入手手段		直接・電話・投書・報道機関経由・その他（ ）			
情報受信日時		年	月	日	時 分頃
入札（予定）日時		年	月	日	時 分
情報 の 性 質	情報提供者	氏 名			
		住 所			
		連 絡 先			
		勤 務 先			
	情報提供者の 情報入手日時 (匿名の投書は消印日)	年	月	日	時 分頃
情 報 源					
情 報 内 容	対象工事の特定				
	談合が行われた 日時・場所及び 具体的な方法				
	談合に関与した 業者(組織等)の 名称又は人物名				
	具体的物証等				
	その他の情報	(落札業者の指摘、落札予定金額の指摘等)			
対 応 方 針	①事情聴取等調査を行う		②公正入札調査委員会審議に付す		
	事情聴取予定日時	から	入札予定日時 (延期する場合)	から	
	事情聴取項目の 追加予定				
	備 考				

第2号様式

七 第 号
平成 年 月 日

公正取引委員会事務総局東北事務所長 殿

七 戸 町 長

談合情報に関する通報について

七戸町発注の下記工事に関し、談合情報がありましたので、関係書類を添えて通報します。

記

- 1 工事番号及び工事名
- 2 入札に関する連絡（無効、中止、延期）
- 3 契約に関する連絡

(添付資料)

- ・談合情報報告書（写し）
- ・事情聴取書（写し）
- ・誓約書（写し）
- ・開札一覧表（写し）
- ・入札書（写し）

事 情 聴 取 書

工 事 番 号 _____

工 事 名 _____

業 者 名 _____

事情聴取を受けた者 _____

事情聴取を行った者 職・氏名 _____

職・氏名 _____

事 情 聴 取 日 時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () _____ 時 _____ 分

事 情 聴 取 場 所 _____

質問事項 (参考例)	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、既に落札業者が決定しているとの情報がありますが、そのような事実がありますか。また、そのような話を聞いたことはありますか。	
2 本件工事について、入札金額を他者に示したり、又は他者から示されたことはありますか。	
3 本件工事について、他者の何らかの情報交換又は話合いをしましたか。	
(情報交換又は話合いをしたとした場合)	
4 いつ、どこで、誰が参加し、どのような内容のものでしたか。	
5 本件工事の入札金額の見積りは誰が行い、いつ、どのように決定されましたか。	
6 (その他)	

第4号様式

誓 約 書

年 月 日

七 戸 町 長 殿

商号又は名称

代表者氏名

担当者名

⑩

今般の工事番号第〇〇号〇〇〇〇工事の入札に関し、七戸町財務規則別記第1の入札者心得書第6条第3号の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会へ送付されても異議はありません。

(参考) 入札心得書第6条第3号

(入札の無効)

第6号第3号 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札。

談合情報対応記録簿

情報受信日時	年 月 日 時 分	入手手段	
情報提供者			
情報内容			
公正入札委員会	年 月 日		
事情聴取	年 月 日		
誓約書の受理	年 月 日		
入札執行	年 月 日		
入札の結果	工事名		
	入札方法		
	参加数		
	落札者名		
	落札金額		
公正取引委員会通報	年 月 日		
契約締結	年 月 日		
備考			

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、七戸町財務規則別記第 1 の入札者心得書を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後談合の事実が明らかであると認められた場合は、七戸町財務規則第 141 条の規定により、入札を無効とする。